

令和5年10月18日  
東日本高速道路株式会社

## 競争参加資格停止措置について

### 1. 競争参加資格停止措置業者名及び住所ならびに措置期間、措置対象地域

山谷塗装株式会社 東京都渋谷区代々木1-43-7

令和5年10月18日～令和6年1月17日（3ヶ月）

地域1（北海道支社が所掌する区域）

において東日本高速道路株式会社の機関の所掌に係る工事等の発注

### 2. 事実概要

有資格者である山谷塗装（株）は、北海道支社発注「札幌自動車道 創成川東高架橋塗替塗装工事」において、橋脚足場から飛散し堆積したブラスト研削材により、塗替塗装用（橋脚部）足場下交差点付近の歩道部を通行中の方が転倒され、負傷するという公衆損害事故を発生させた。

さらに、当該事故の事実を知りながら、本件工事の監督員に報告を行わなかった。

### 3. 競争参加資格停止措置理由

上記（2. 事実概要）のことは、「競争参加資格停止等事務処理要領（平成18年8月7日東高契第269号）」別表第1第5号に該当する。

#### 競争参加資格停止等事務処理要領 別表第1

措置要件	地域及び期間
(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故) 5 会社の発注に係る工事等の施行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。	発生地域について当該認定をした日から1月以上6月以内

○問合せ先：東日本高速道路株式会社 総務・経理本部 経理財務部 調達企画課

以上